

平成 3 0 年

上尾市議会 6 月定例会議案

条例案等資料

議案第48号

「上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、市たばこ税の税率を段階的に引き上げるほか、生産性向上特別措置法に基づき取得した償却資産に係る固定資産税について課税標準の特例割合を定めるための改正

2 内 容

(1) 個人市民税

年金所得者が個人市民税における「配偶者特別控除」を受けようとする場合において、配偶者が「源泉控除対象配偶者」であるときは、個人市民税の申告を要しないよう改める。（第1条中第36条の2関係）

※ 配偶者特別控除とは

納税義務者の配偶者の所得が38万円超である場合は、当該納税義務者は「配偶者控除」の適用を受けることができないが、配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除は受けることができるようにしている制度

※ 源泉控除対象配偶者とは

納税義務者の配偶者のうち、所得が85万円以下で、かつ、当該納税義務者の所得が900万円以下の者

(2) 市たばこ税

ア 市たばこ税の税率を現行の1,000本につき5,262円から次の表のとおり段階的に引上げを行い、6,552円とする。

（第1条中第95条、第3条中第95条、第4条中第95条関係）

時期	市たばこ税 (千本につき)	増税分 (千本につき)
平成30.9.30まで	5,262円	—
平成30.10.1から平成32.9.30まで	5,692円	430円
平成32.10.1から平成33.9.30まで	6,122円	430円

イ 加熱式たばこの製品間の課税方式の違いや加熱式たばこと紙巻たばこととの間の税率の格差を是正するため、加熱式たばこから紙巻たばこへの換算に関し、「重量による換算方式」だけではなく、新たに「価格による換算方式」も導入するよう改める。なお、改正は段階的に行う。（第1条中第92条、第93条の2、第94条、第96条、第98条、第2条中第94条、第3条中第94条、第4条中第94条、第5条関係）

ウ 旧3級品紙巻たばこに関し、平成28年度から段階的に行っている税率の引上げのうち、平成31年4月1日に行う予定であった引上げについては、その実施時期を同年10月1日に延期する。
（第6条関係）

(3) 固定資産税

先端設備等導入計画に基づき取得された一定の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる特例割合（税負担を軽減する割合）を零と定める。（第1条中附則第10条の2関係）

3 施行期日

- ・ (1)の個人市民税については、平成31年1月1日
- ・ (2)の市たばこ税のうちア及びイについては、次のとおり段階的に改正を行う。

アについては、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日

イについては、平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日

- ・ (2)の市たばこ税のウについては、平成30年10月1日
- ・ (3)の固定資産税については、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第50号

「上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

厚生労働省令の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるための改正

2 内 容

(1) 代替保育の提供に係る連携施設の拡大

市長が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認め、以下の①及び②の要件を満たすと認める場合には、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所以外の場所で代替保育を提供する場合にあっては小規模保育事業（A型・B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）を、家庭的保育事業等を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者を、それぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。（第6条第2項及び第3項関係）

- ① 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ② 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 食事の外部搬入を可能とする施設の要件の緩和

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に応じ

ることができる者として市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする。（第16条第2項第3号関係）

(3) 自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間の延長

経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保する努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」に延長する。

（附則第2条第2項関係）

3 施行期日

公布の日

議案第 5 2 号

「上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるための改正

2 内 容

次に掲げる地域密着型サービスについて、厚生労働省令で定める基準と同様の基準とする改正を行う。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護

指定を受けるための要件は、法人であることとされているが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認める。（第 3 条第 3 項関係）

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員等の資格要件において、介護員養成研修の課程に、新たに「生活援助従事者研修課程」が追加されたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、従前どおりとするため、介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとする。（第 5 条第 1 号関係）

(3) 夜間対応型訪問介護

訪問介護員等の資格要件において、介護員養成研修の課程に、新たに「生活援助従事者研修課程」が追加されたが、夜間対応型訪問介護については、従前どおりとするため、介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとする。（第 4 6 条第 1 項関係）

3 施行期日

公布の日

議案第 5 3 号

専決処分の承認を求めることについて

「上尾市税条例の一部を改正する条例」要旨

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、法人市民税における延滞金の計算期間の特例及び地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により条例に委任された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合（税負担を軽減する割合）を定める等の条例改正

（※ 平成 3 0 年 3 月 3 1 日に専決処分により改正）

2 内 容

- (1) 法人市民税における延滞金の計算期間の特例（当該特例の適用は、申告期限延長法人に限る。）

申告期限延長法人について、「当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日」から「延長後の申告書の提出期限の日」までの期間を延滞金計算の期間から控除するように改めた。

（第 5 2 条、附則第 3 条の 2、附則第 4 条関係）

※ 申告期限延長法人とは

事業年度終了日の翌日から 2 か月以内に申告・納付することが規定されているが、期限内に申告や納付を行うことができないことにより「申告期限の延長の特例」の適用を受けた法人

- (2) 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置を 5 項目から 1 0 項目へ細分化し、各発電設備（償却資産である場合に限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例割合を 2 分の 1 から 4 分の 3 の間で定めた。

各発電設備のうち、太陽光発電設備について、出力規模 1, 0 0 0 k W 未満の設備の課税標準の特例割合を 3 分の 2 とし、また、出力規模 1, 0 0 0 k W 以上の設備の課税標準の特例割合を 4 分の 3 とした。

（附則第 1 0 条の 2 関係）

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて

「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」要旨

1 趣 旨

所得の少ない被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置（均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減又は 2 割軽減）を受けることができる世帯の範囲を拡大するため、これらの軽減措置の対象となる世帯であるかを判定する際に用いる所得（軽減判定所得）の額を引き上げるための条例改正
（※ 平成 3 0 年 3 月 3 1 日に専決処分により改正）

2 内 容

(1) 5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 2 7 万 5 , 0 0 0 円（改正前 2 7 万円）に引き上げた。
（第 1 9 条第 2 号関係）

(2) 2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 5 0 万円（改正前 4 9 万円）に引き上げた。
（第 1 9 条第 3 号関係）

※ 次のページの表を参照

均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の際に用いる世帯の所得基準

(改正前)

減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計
7割	33万円以下
5割	33万円＋（ <u>27万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下
2割	33万円＋（ <u>49万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下



均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の際に用いる世帯の所得基準

(改正後)

減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計
7割	33万円以下 ※変更なし
5割	33万円＋（ <u>27万5,000円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下
2割	33万円＋（ <u>50万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下

※ 世帯主及び世帯に属する被保険者の前年中の所得金額の合計額がこの表の算式により計算した額以下である場合は、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額がこの表の区分により軽減される。

※ 特定同一世帯所属者とは、「後期高齢者医療の被保険者となることにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの」をいう。

